

令和元年6月6日現在

機関番号：14701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K17216

研究課題名(和文) 知的障害者の自立生活を支える権利擁護システムのモデル構築

研究課題名(英文) Development of an Advocacy Model for People with Intellectual Disabilities in Community Life

研究代表者

古井 克憲 (Furui, Katsunori)

和歌山大学・教育学部・准教授

研究者番号：10553018

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、知的障害者の自立生活を支える権利擁護システムの実態分析を通して、そのあり方を検討し、権利擁護システムのモデルを構築することである。先行研究の分析及び支援組織でのフィールドワークをもとに、自立生活を支える権利擁護システム各々における権利擁護の観点及びそれぞれの内容を分析・整理した。つづいて権利擁護に基づくアセスメントと支援計画の在り方について提言を行った。さらに、知的障害者の成年後見制度の現状と今後の課題について検討した。本研究の成果は、障害者の権利条約に日本が批准して以降、障害者の権利擁護に関して一つの枠組みを示すものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、国連障害者の権利条約の批准以降の知的障害者の権利擁護に関する理論的考察及び実践に必要な示唆を与える上で意義があると考えられる。さらに、権利擁護の中でも成年後見制度に焦点を当てて研究を進めてきたことは、知的障害者数の増加及び高齢化への対応が課題となる中で、社会的要請に応えるものである。

研究成果の概要(英文)：This study aims to construct an advocacy model for people with intellectual disabilities. Based on an analysis of previous studies and field work, this study achieved the following: an arrangement of content related to advocacy for people with intellectual disabilities, a suggested assessment and support plan based on advocacy, and a presentation of tasks related to guardianship for people with intellectual disabilities in Japan. These findings demonstrate the newfound significance of advocacy for people with intellectual disabilities living in communities since Japan's ratification of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.

研究分野：社会福祉学

キーワード：知的障害 権利擁護 地域生活 成年後見制度

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本は2014年に国連障害者の権利条約に批准した。批准に向け、障害者基本法が改正され、障害者虐待防止法、障害者差別解消法が制定された。障害者総合支援法でも各福祉サービスで利用者の日常生活での権利擁護が重視されている。知的障害者の権利擁護の観点を「尊厳あるケア」「障害者本人の参画・自己決定の尊重」「プライバシーの尊重」「障害のない者との平等」の4点とし、先行研究を分析したところ、以下の問題点が明らかになった。

- (1) 尊厳あるケアのあり方は虐待事件を契機に検討されているが、自立生活における尊厳あるケアについては、虐待や不適切な対応の予防を含め、さらなる検討が必要とされている。
- (2) 本人の参画・自己決定の尊重について、支援計画作成からの本人の参画、本人によるサービス評価、当事者活動組織によるセルフ・アドボカシーの内容が十分明らかにされていない。
- (3) 障害者どうしによるプライバシーの尊重、及び権利侵害の予防について、あまり検討されていない。
- (4) 入所施設や親元からの自立生活が進められているが、単なる居住場所の移動ではなく、障害のない者との平等という視点から、障害者が自立生活をしているか十分検討されていない。
- (5) 北米の権利擁護システムの紹介はなされているが、日本における権利擁護システムの各構成要素を包括し、かつ本人や家族が高齢になることを見据え、成年後見制度の利用も見通したシステムの体制整備について詳細な検証がなされていない。

2. 研究の目的

上記の問題点を解決することを目指し、本研究では、知的障害者の自立生活を支える権利擁護システムの実態分析を通して、そのあり方を検討し、権利擁護システムのモデルを構築することを目的とした。システムの構成要素を、障害者と家族、障害者相談支援事業、グループホーム(GH)、ホームヘルプ派遣事業所、就労・日中活動支援事業所、当事者活動機関、第三者機関、成年後見人、障害福祉課等行政機関とする(下図参照)。

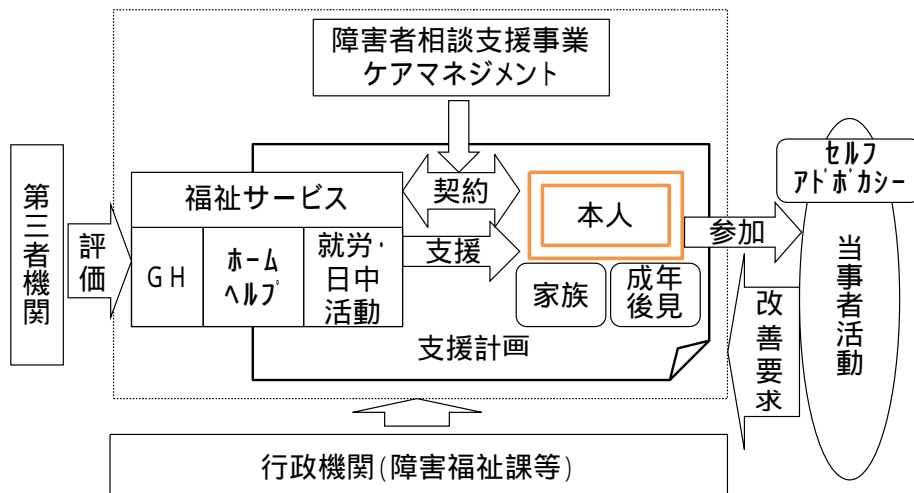


図. 知的障害者の自立生活を支える権利擁護の各構成要素

3. 研究の方法

本研究では、まず、権利擁護システム各構成要素における、権利擁護の4つの観点の内容を精査するため、国内外の先行研究の分析を行う。つづいて、権利擁護の内実を把握するため、知的障害者の地域生活支援組織「Aの会」の権利擁護システムに関するケーススタディ(参与観察、インタビュー等)を実施する。研究を実施する中で、とくに同会では、グループホームで生活する知的障害者の成年後見制度の利用を重要な実践課題とし、後見制度の学習会を開催していたため、学習会への参与観察、支援者への聞き取りを行なった。最後に以上の結果を総合した支援モデルとして、権利擁護の観点と内容、アセスメントと支援計画について検討した。

4. 研究成果

(1) 知的障害者の権利擁護の観点と内容の整理

先行研究の分析及びケーススタディの結果をまとめたところ、権利擁護の観点と内容は次表に整理することができた。

表の内容は虐待予防という消極的取り組みにとどまらず、知的障害者の豊かな生活を保障するために展開することが重要である。とくに表の中でも日本において近年注目されているものの一つが、知的障害者に対する成年後見と意思決定支援である。障害者総合支援法では、成年後見制度利用支援事業が必須事業化された。この背景には、日本での知的障害者数の増加と、知的障害者の高齢化の問題がある。研究対象機関である「Aの会」においても、GH利用者の成年後見制度利用に関する検討が重要な課題とされていた。

表. 知的障害者の権利擁護の観点と内容

	尊厳あるケア	本人の参画・自己決定の尊重	プライバシーの尊重	障害のない者との平等
障害者相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉サービスの実態把握 苦情、虐待の対策 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントへの本人参画・決定の尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員による個人情報の保持及び適切な使用 	<ul style="list-style-type: none"> QOLの向上を目指すケアマネジメントの実施 差別事例への対応
GH	<ul style="list-style-type: none"> 世話人への権利擁護に関する指導 会議でのケアの振り返り 苦情、虐待の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画への本人参画・決定の尊重 食事や外出、金銭管理等への本人の参与・決定の尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 世話人による個人情報の保持及び適切な使用 居住者同士のプライバシーの尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者用のみではなく地域住民が利用する資源の利用 十分な生活費 差別事例への対応
就労・日中活動支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> 職員への権利擁護に関する指導 会議でのケアの振り返り 苦情、虐待の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画への本人参画・決定の尊重 利用者が作業を選択する機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 職員による個人情報の保持及び適切な使用 利用者同士による互いの尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する適切な賃金 転職の機会の提供 差別事例への対応
ホームヘルプ派遣事業所	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパーへの権利擁護に関する指導・研修の実施 会議でのケアの振り返り 苦情、虐待の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 食事や外出、金銭管理等への本人の参与・決定の尊重 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパーへの個人情報の保持の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者用のみではなく地域住民が利用する資源の利用 差別事例への対応
第3者機関	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの質の管理・監督 苦情、虐待の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の意見を聞く機会と利用者の意見の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 第3者委員による個人情報の保持及び適切な使用 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のない者の生活水準との比較による評価 差別事例への対応
当事者活動機関	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスや行政への改善要求 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の意見を聴く機会とそのための工夫 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者同士による互いの尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のない者の生活水準とによる評価 差別事例への対応
成年後見人 (または保佐人、補助人)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの質の管理・監督 意向を尊重した法的手続と財産管理 苦情、虐待の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者本人の意見を聞く機会と利用者の意見の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人による個人情報の保持及び適切な使用 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のない者の生活水準との比較による評価 差別事例への対応
行政機関 (障害福祉課等)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの質の管理・監督 苦情、虐待の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者本人の意見を聞く機会と利用者の意見の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 職員による個人情報の保持及び適切な使用 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のない者の生活水準との比較による評価 差別事例への対応

(2) 権利擁護に基づくアセスメントと支援計画

現行の障害支援区分認定、サービス等利用計画及び個別支援計画の作成に関する課題として、本人や家族、日常生活の支援者がアセスメントや支援計画の作成にいかに参画するかが挙げられた。この課題に対応するために、本研究では、日本でも研究が進められている、機能的アセスメントと、パーソン・センタード・プランニング(Person-Centered Planning、以下 PCP)によるアセスメントと支援計画、イギリス 2005 年意思決定能力法での意思決定支援のアセスメントについてまとめ、検討を行った。

これらのアセスメントと支援計画は、現行の制度上のそれらを補完・補強、あるいはそれを代替するために必要であると考えられている。機能的アセスメントは、厚生労働省通知によって実施されている強度行動障害支援者養成研修でも取り入れられている。そして、日本でも「本人中心」の考え方は、サービス等利用計画を質の高いものとするために積極的に取り入れられ、制度と結びつけようとはされている。しかしながら、障害者総合支援法が「違憲とされた障害者自立支援法の枠組みを変えず、また障害当事者が正当な話し合いによって示した新しい法律の骨格提言を盛り込むことなく」(木口 2016) 施行された中、行動障害にみられる医学的・心理学的判定に重きが置かれた既存の枠組みの中で「本人中心」が強調されるにとどまっている。これは、ともすれば「本人中心」が建前とされている点で、本来の PCP とは根本的なズレがみられる。PCP の実践が支援現場個々の努力に頼ることなく、理念枠組みの導入とともに財政支出も含めて福祉施策内に定着させることが求められよう。さらに、意思決定支援のアセスメントは、知的能力の制約が大きい知的障害者はもとより、今後も見込まれる高齢知的障害者の増加に対応していくため、さらに積極的な導入が必要であるといえる。そのために日常の支援者への周知、及び生活場面で意思決定支援のアセスメントを実施する仕組みの整備が必要とされる。

(3) 成年後見制度の課題整理

「A の会」のケーススタディの中で、GH 居住者の高齢化とともに、成年後見制度の利用が実践課題として挙がっていた。知的障害者の成年後見制度の利用について先行研究を分析したところ、制度利用のメリットとして、複雑な家庭環境に置かれ生活問題を抱えている者や金銭問題を抱えている者にとって、制度利用により、それらの問題に対応できることが挙げられる。

課題としては、以下の3点に整理できた。第1に、後見類型が9割を占めている点、第2に、利用者よりも年齢の高い親が後見人を担っているケースが多い点、第3に月1回程度の訪問で身上監護や意思決定支援が可能であるか疑問が残る点である。これらの課題は、「Aの会」のGH居住者で成年後見制度を利用しているケースにも共通したものであった。利用者本人、GH等福祉サービスの支援者、後見人、家族が、本人の権利擁護に即した生活支援をいかに協働で行っていくかを検討する必要がある。

そもそも成年後見制度そのものが、知的障害者の権利擁護に沿ったものであるか、という理論的検討もなされている。そのような中、地域生活支援の拠点の一つであるグループホームでの成年後見制度利用の実態を明らかにすることが緊要な課題である。

(4) 障害者の権利擁護に関する今後の課題

国連障害者の権利条約への批准、障害者差別解消法の施行等に伴い、理念上、共生社会といわれるようになったが、その実現に向けた、人的及び物的環境の整備、法的整備には権利擁護の面で多くの課題が残されている。福祉予算の増大は必要であるが、新自由主義の下、限られた財源の中で障害者福祉は展開していかざるをえない。そのような状況で、一見すると、理念と制度が整備されてきたようにみえるため、例えば、知的障害のある人の意見が確認されず、支援者ですら「昔よりはよくなった」「障害者差別解消法が施行されたことをもって差別は解消に近づいている」と捉える人もいるのではないだろうか。このように一方的に捉えられることで「すでに守られているから反対したり、抗議したりするのはわがままである」「今の制度で十分である」として、障害のある人の意見は抑圧される恐れもあろう。このような「新しいレイシズム」への対応が、権利擁護や差別対策が進められるにつれて必要になると考える。

「新しいレイシズム」については、アメリカで人種差別の研究で使用されている。人種のみならず、女性や同性愛者に対しても見いだせることが明らかにされているという(高2015)。これは、「差別はすでに存在していないにも関わらず、差別に対する抗議を行うことで、不当な特権を得ている」といった考えのことをいう。社会的マイノリティとして知的障害者をみなしたとき、「新しいレイシズム」は、障害者の権利擁護について検討する際に有効な概念ツールとなると思われる。この対照となる「古いレイシズム」は、障害者等を劣った存在とみなす、あからさまな差別主義のことを指す。今後、知的障害者の権利擁護には、これまで障害者運動が行ってきた「古いレイシズム」の払拭を目指しつつ、「新しいレイシズム」への対応も行うという、複雑な取り組みが必要となる。「新しいレイシズム」への具体的な対応については今後の検討課題とするが、目の前の個人に尊厳をもち、決定・選択の実現を目指すことはこれまでと同じである。

引用文献

木口恵美子(2016)「障がい分野におけるパーソンセンタード(本人中心)アセスメントに関する考察 オーストラリアの取り組みを参考に」『福祉社会開発研究』8,13-20.

高史明(2015)『レイシズムを解剖する 在日コリアンへの偏見とインターネット』勁草書房.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

古井克憲(2018)「知的障害者の成年後見制度と権利擁護」『地域ケアリング』20(10),68-71.
(査読有)

Furui, Katsunori (2018) "Advocacy for People with Intellectual Disabilities in Japan" HNUJOURNAL OF SCIENCE : Educational Sciences, 63, 98-102. (査読有)

古井克憲(2018)「知的障害者の地域生活支援におけるアセスメントと支援計画」『ソーシャルワーク研究』44(2), 108-14. (査読無)

古井克憲(2016)「特別支援教育や障害者福祉における知的障害及び発達障害のある人のニーズに基づいた合理的配慮」『学校教育実践研究:和歌山大学教職大学院紀要』1,55-62. (査読無)

〔学会発表〕(計1件)

古井克憲(2015)「知的障害者の自立生活を支える権利擁護の観点及び内容」日本社会福祉学会第63回秋季大会, 久留米大学.

〔図書〕(計1件)

古井克憲(2016)『重度知的障害者の地域生活における パーソン・センタード・プランニングの実践過程 「語れない」人々が求める支援とは何か』大阪公立大学共同出版会, 144 頁.

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。